

システム障害発生時等における対応に係る基本方針について

平成20年1月15日
株式会社日本証券クリアリング機構

当方針は、当社清算システム、関係諸機関の決済関連システム若しくは電力/通信網等の社会インフラに緊急事態が発生した場合、又は地震等の天災地変若しくはテロ等が発生した場合などにおける当社の業務執行に関する基本的な方針を示したものです。当方針は、清算参加者のデフォルト及びシステムミックリスクの発生を防止する観点から、システム障害発生時等においても可能な限り清算決済業務を継続するとともに、臨時対応を行う場合には、当該対応の影響を最小限にとどめ、決済システム全体における混乱の発生を防止するとの考え方に基いております。

システム障害発生時等における当社と清算参加者、指定市場開設者、資金決済銀行及びその他関係機関（日本銀行、保振^{*}、金融庁等）との間の連絡体制につきましては、一斉FAX、インターネット（当社HP）、TARGETのJSCCサイトのうち利用可能な状態のものを用いることと致します。

なお、当基本方針以外に、具体的なケースを想定したより詳細な緊急時対応につきましては、別途、必要に応じて定めることといたします（*）。

（*）東証先物・オプション取引の取引最終日等における対応等については、既に策定済。

1. 当社及び関係諸機関システムの障害時における対応

| 想定ケース | 対応 | 備考 | 根拠規定 |
|----------------------|--|----|--------------------|
| ・ 当社清算システムに障害が発生した場合 | <ul style="list-style-type: none">・ 当社清算システムによって、保振/日本銀行/資金決済銀行への振替（決済）指図が行えない場合や清算参加者に対して必要な決済情報を提供できない場合でも、代替手段により、可能な限り、通常どおり決済を継続する。・ 当社が代替手段により振替（決済）指図を行う場合等において、システム障害等の状況を勘案し、やむを得ないと当社が判断した場合は、決済時限を変更する。・ 代替手段や決済時限の変更等によっても振替（決済）指図を行 | | 業務方法書 4、80、81、82 条 |

* 「保振」とは、（株）証券保管振替機構をいいます。

| 想定ケース | 対応 | 備考 | 根拠規定 |
|--------------------------|--|--|---------------------------|
| | <p>えない又は清算参加者に対して必要な決済情報を提供できないと当社が判断した場合は、決済を繰り延べる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 債務引受けについては継続し、基本的には、債務引受けの停止は行わない。ただし、システムの復旧に日数を要することとなった場合は、未決済約定の累積によるリスクの状況を勘案し、債務引受けの停止を行うことがある。 システム障害等の状況を勘案し、その他所要の対応を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> 清算預託金等の預託又は返戻の受付が行えない場合や預託窓口の臨時変更などを行う場合がある。 | |
| <p>・保振システムに障害が発生した場合</p> | <ul style="list-style-type: none"> 可能な限り、通常どおり決済を継続する。 システム障害等の状況を勘案し、やむを得ないと当社が判断した場合は、決済時限を変更する。 決済時限の変更等によっても決済を行うことができないと当社が判断した場合は、決済を繰り延べる。 債務引受けについては継続し、基本的には、債務引受けの停止は行わない。ただし、システムの復旧に日数を要することとなった場合は、未決済約定の累積によるリスクの状況を勘案し、債務引受けの停止を行うことがある。 システム障害等の状況を勘案し、その他所要の対応を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> D V P 決済の非 D V P 決済への変更などを行う場合がある。 システム障害等の状況によっては、保振取扱有価証券による清算預託金等の預託又は返戻の受付が行えない場合がある。 | <p>業務方法書 4、80、81、82 条</p> |

| 想定ケース | 対応 | 備考 | 根拠規定 |
|------------------------------------|---|---|---------------------------|
| <p>・日本銀行金融ネットワークシステムに障害が発生した場合</p> | <p>【資金決済関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本銀行の指定する代替手段により、可能な限り、通常どおり資金決済を継続する。 ・代替手段により資金決済を継続する場合等において、システム障害等の状況を勘案し、やむを得ないと当社が判断した場合は決済時限を変更する。 ・代替手段や決済時限の変更等によっても決済を行うことができないと当社が判断した場合は、決済を繰り延べる。 ・債務引受けについては継続し、基本的には、債務引受けの停止は行わない。ただし、システムの復旧に日数を要することとなった場合は、未決済約定の累積によるリスクの状況を勘案し、債務引受けの停止を行うことがある。 | | <p>業務方法書 4、80、81、82 条</p> |
| | <p>【国債決済関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り、通常どおり決済を継続する。 ・システム障害等の状況を勘案し、やむを得ないと当社が判断した場合は決済時限を変更する。 ・決済時限の変更等によっても決済を行うことができないと当社が判断した場合は、決済を繰り延べる。 ・債務引受けについては継続し、基本的には、債務引受けの停止は行わない。ただし、システムの復旧に日数を要することとなった場合は、未決済約定の累積によるリスクの状況を勘案し、債務引受けの停止を行うことがある。 ・システム障害等の状況を勘案し、その他所要の対応を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・国債の振替の場合 D V P 決済について書面依頼等の代替手段を用いることができない。 ・国債による清算預託金等の預託又は返戻の受付が行えない場合がある。 | |

| 想定ケース | 対応 | 備考 | 根拠規定 |
|--------------------------------|---|--|---------------------------|
| <p>・ 資金決済銀行システムに障害が発生した場合</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社が指定する代替手段により、可能な限り、通常どおり決済を継続する。 ・ 代替手段により資金決済を継続する場合等において、システム障害等の状況を勘案し、やむを得ないと当社が判断した場合は決済時限を変更する。 ・ 代替手段や決済時限の変更等によっても決済を行うことができないと当社が判断した場合は、決済を繰り延べる。 ・ 債務引受けについては継続し、基本的には、債務引受けの停止は行わない。ただし、システムの復旧に日数を要することとなった場合は、未決済約定の累積によるリスクの状況を勘案し、債務引受けの停止を行うことがある。 ・ システム障害の状況等を勘案し、その他所要の対応を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 現金による清算預託金等の預託又は返戻の受付が行えない場合がある。 | <p>業務方法書 4、80、81、82 条</p> |
| <p>・ 指定市場開設者システムに障害が発生した場合</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 売買が成立した後、指定市場開設者と当社との間で約定データを系統的に授受できない場合は、代替手段を用いて、可能な限り、通常どおり決済を継続する。 ・ 代替手段によっても情報の授受を行うことができず、決済ができないと当社が判断した場合は、決済を繰り延べる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害が発生していない指定市場開設者の開設する市場における売買については、通常どおり、決済を行う。なお、指定市場開設者の売買システム障害により売買が成立しない場合は、債務引受けは発生しない。 | <p>業務方法書 81 条</p> |
| <p>・ 証券金融会社システムに障害が発生した場合</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 証券金融会社と当社との間で貸借・品貸取引に係るデータを系統的に授受できない場合は、代替手段を用いて、可能な限り、通常どおり決済を継続する。 ・ 証券金融会社と当社との間で貸借・品貸取引に係るデータを、代替手段を用いても授受できない場合（当社による債務引受けが行われない場合）は、貸借・品貸取引を加味せず決済を実行する。 | | <p>-</p> |

2. 大規模停電、テロ又は地震等の非常事態時における対応

| 想定ケース | 対応 | 備考 | 根拠規定 |
|-----------------------------|---|----|-----------------|
| ・ 電力、通信網等社会インフラに緊急事態が発生した場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 可能な限り、通常どおり決済を継続する。 ・ 当社清算システム、保振、日本銀行、資金決済銀行、指定市場開設者等のシステムに障害が発生した場合は、その障害の状況に応じて、上記1. ~ の対応をとることとする。 | | 業務方法書 4、81、82 条 |
| ・ テロ等の緊急事態が発生した場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・ . と同様の対応を行うこととする。 | | 業務方法書 4、81、82 条 |
| ・ 地震等天災地変が発生した場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・ . と同様の対応を行うこととする。 | | 業務方法書 4、81、82 条 |

(注) 当社清算システム障害時における先物・オプション取引に関するコンティンジェンシー・プランに関しては、『先物・オプション取引に係る取引最終日及び特別清算指数算出日に関するコンティンジェンシー・プランについて』をご参照ください。

以 上